

市民の皆様へ

新聞報道等により既にご承知のことと思いますが、去る6月2日、秋芳町秋吉台の秋芳プラザホテルにおいて、宿泊されていた大阪府高槻市立松原小学校6年の児童や引率の教師など22名の方が病院に搬送され、その内の1名の方がお亡くなりになられる非常に痛ましい事故が発生いたしました。

事故の原因は、山口県警察本部の調査によりますと建物に密着して設置されておりますボイラー煙突の亀裂から漏れた一酸化炭素が部屋に充満したことによるものと見られております。

この度の突然の事故によって、お亡くなりになりました方に対し、謹んで哀悼の意を表しますとともに、ご遺族・関係者の皆様のお気持ちはいかばかりかと拝察申し上げる次第であります。

事故の発生に際しましては、市、消防、病院、教育委員会等、全力を挙げて救助・支援し、民間のご協力も賜り出来得る限りの対応を行って参ったところでございますが、負傷された方々におかれましては、心身ともに一刻も早いご回復を心からお祈り申し上げます。

なお、6月5日に高槻市の一瀬教育長が、わざわざ大阪より来庁され、「美祢市の方々の対応に心より感謝している。この気持ちを市民の方々に伝えて頂きたい。」と申されましたので、皆様にお知らせいたします。

市といたしましては、引き続き県と密接な連携を図って、被害に遭われた方に対し、必要な支援を行って参りたいと考えております。

また、松原小学校の児童の皆様にも本市の誇る秋吉台・秋芳洞の素晴らしさを体感して頂くことができなかつたこと、小学校最後の楽しい思い出をつくって頂くことができなかつたことを非常に残念に思っております。

従いまして、今後、事情が許せば、何らかの形で、松原小学校の皆様を本市にご招待することも検討したいと考えており、この思いは、奥本高槻市長にお伝え申し上げます。

なお、市民の方や県外に出られておられる方、遠くは東京の方より、助力の申し出など温かい応援の声が多数寄せられております。引き続きまして市民の皆様には、温かいご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

新市の核となります観光立市による交流拠点都市づくりを進める中で、このような事故が発生したことは、痛恨の極みでございますが、このたびのような事故を二度と起こさないため、類似施設の緊急点検を実施したところであり、今後とも、県との密接な連携により安全対策に万全を期してまいり所存でございます。

また、6月より安全意識の高揚啓発のため、安全・安心のシンボルとして「黄色い羽根」を着用することを実施しているところでございます。この「黄色い羽根」は、今から54年前に岩手県で起きた、12名が死亡、30名が重軽傷を負ったバスの転落事故をきっかけとして赤い羽根をヒントに考えられ、以来、交通安全のシンボルとして使用されはじめたものでございます。

今後は、「黄色い羽根」による意識の高揚に加えまして、この度の事故を教訓として市民の皆様のかげがえのない命を守るために、安全で安心して豊かに暮らせるまちづくりをすすめ、誰もが安心して訪れることができる、秋吉台・秋芳洞、そして、全国に誇ることで美祢市の素晴らしさを今まで以上に発信してまいり所存でありますので、市民の皆様のご支援、ご協力をどうかよろしくお願い申し上げます。

平成21年7月1日

美祢市長 村田 弘司

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の 「限度額適用・標準負担額減額認定証」 に関するお知らせ

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の被保険者で、**住民税非課税世帯の人**は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」（減額認定証）の交付を受けることができます。入院時にこの減額認定証を医療機関に提示することで、下表の通り食事代や居住費が減額され、医療機関での窓口負担も一定額までとなります。

減額認定証の交付を受けるには申請が必要です。申請は随時受け付けておりますので、長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の保険証をご持参の上、市民課の窓口にて手続きを行って下さい。

なお、減額認定証は、申請を行った月の初日から有効となります。

		自己負担限度額 (一月)	食事代 (一食)	療養病床入院の場合(*3)	
				食事代(一食)	居住費(一日)
減額認定証がない場合 (「一般」区分の方と同じ負担となります。)		44,400円	260円	460円(*4)	320円
減額 認定証 がある 場合	区分Ⅱ (*1)	入院日数90日以下	210円	210円	320円
		入院日数91日以上	160円	210円	320円
	区分Ⅰ (*2)	老齢福祉年金受給者以外	100円	130円	320円
		老齢福祉年金受給者	100円	100円	0円

- *1 区分Ⅱ：世帯の全員が住民税非課税である世帯に属する方。
- *2 区分Ⅰ：世帯の全員が住民税非課税であり、各種収入から必要経費・控除を差し引いた所得が0円となる世帯に属する方（収入が年金のみの場合は、年金収入80万円以下の方）又は老齢福祉年金受給者。
- *3 入院医療の必要性が高い方（人工呼吸器・中心静脈栄養などを要する方、脊椎損傷（四肢麻痺が見られる状態）の方、難病の方など）、回復期リハビリテーション病棟に入院している方などは、通常の食事代と同額になります（居住費はかかりません。）。
- *4 入院時生活療養（Ⅱ）を算定する医療機関に入院の場合は420円となります。

現在、「限度額適用・標準負担額減額認定書」の交付を受けている人へ

現在交付されている減額認定証の有効期限は、平成21年7月31日までとなっています。

平成21年8月以降も認定が可能な人には、7月中旬に山口県後期高齢者医療広域連合から「申請のお知らせ」と「申請書」を送付しますので、**必ず8月31日までに申請を行って下さい**（減額認定証は申請を行った月の初日から有効となりますので、9月1日以降に申請をされますと、減額認定されない空白の月が生じることになります。）。

なお、現在「区分Ⅱ」の減額認定証をお持ちの方で、その減額認定証の有効期間内の入院日数の合計が91日以上の場合は、申請することで食事代が更に減額されます。申請の際は病院の領収書など、入院日数の分かる書類をご持参ください。

- 申請場所：美祢市市民課保険年金係
- 必要なもの：①長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の保険証
②現在交付されている平成20年度の減額認定証
③現在「区分Ⅱ」の減額認定証をお持ちの方で、その認定期間内の入院日数の合計が91日以上の場合、入院日数が確認できる書類（病院の領収書など）

問合せ先 市民課保険年金係 (☎0837-5231)
山口県後期高齢者医療広域連合 (☎083-921-7113)